

ソーシャルビジネス事業
のための資金を
借りたい

ソーシャルビジネス支援資金 (企業活力強化貸付)

対象となる方

次のいずれかに該当する方

1. NPO法人
2. NPO法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方
 - (1) 保育サービス事業、介護サービス事業等（注1）を営む方
 - (2) 社会的課題の解決を目的とする事業（注2）を営む方

（注1） 日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。

（注2） 日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。

支援内容

ご融資額		7,200万円以内（うち運転資金4,800万円以内）	
ご返済期間		設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）	
利率（年）	NPO法人	ア 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	特別利率B
		イ 認定NPO法人（特例認定NPO法人を含みます。）	特別利率A
		ウ 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方（ただし、過疎対策法第2条に定める過疎地域において、社会的課題の解決を目的とする事業を営む方については特別利率B）	
	エ 上記ア～ウに該当しない方	基準利率	
	NPO法人以外	ア 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	特別利率B
イ 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方（ただし、過疎対策法第2条に定める過疎地域において、社会的課題の解決を目的とする事業を営む方については特別利率B）		特別利率A	
担保・保証人		<p>お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。</p> <p>【NPO法人の特例】 NPO法人は、利率を上乗せすることで、代表者保証が不要になります。（注3）</p> <p>（注3） 新創業融資制度を適用する方を除きます。また、NPO法人以外の方でも、一定の要件を満たす場合は、代表者保証が不要になります。</p>	

問い合わせ先

日本政策金融公庫

大津支店 国民生活事業 TEL：077-524-1656（138ページ No.32）

彦根支店 国民生活事業 TEL：0749-24-0201（138ページ No.33）

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の改善・開発面の支援

販売・取引面の支援